

経営オンライン相談役利用規約

この「経営オンライン相談役利用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、個人事業主（代表者：山田芳之）が屋号「ビズガイバー」（以下、「甲」といいます。）のもとで提供するオンラインサービス「経営オンライン相談役」（以下、「本サービス」といいます。）を利用する者が、あらかじめ同意しなければならない事項を定めるものです。

第1条（定義）

1. 前文にいう「本サービスを利用する者」（以下、「相談者」といいます。）とは、日本国内に事業および活動の拠点を有する法人、個人事業主、あるいはその他団体等をいいます。
2. 前項にいう「その他団体等」とは、法人格のない社団、団体、あるいは組織をいいます。
3. 本サービスにおける「相談パートナー」（以下、「相談担当者」といいます。）とは、甲が、あらかじめ相談担当として有能であると判断してその登録を認めた者の中から、相談者が甲になした経営課題あるいは組織問題の相談内容に応じて、適任であると判断して選出および決定した者をいいます。
4. 本サービスにおける「相談終了」とは、相談者から甲または相談担当者に対する新たな質問が24時間以上ない場合に、甲が当該相談対応の終結を相談者および相談担当者に通知することによって、当該相談対応が完了したものとすることをいいます。なお、24時間以内に相談者が質問をなしていても、その内容が以前になしたものと同趣旨で、相談者と相談担当者の質疑応答に何ら進展が認められないような場合には、当該相談対応は実質的に終結しているものと甲が判断し、その旨を相談者および相談担当者に通知することによって、相談終了の効果を生じさせるものとします。

第2条（本サービスの目的）

1. 本サービスは、相談者がその経営の判断や課題等に関してオンライン上で甲になした相談申込に対して、甲がオンライン上でその解決を図ることを目的とするものです。具体的には、相談申込に対して、異なる業界に属する相談担当者2名を甲がオンライン上で割り当てることにより、相談者と異なる見識および知見に基づいてそれぞれの見解ないし意見を提示し、また、それら見解ないし意見を甲が補足しつつ相談者と共に施策等に落とし込む方法を協議することにより、相談の解決または解決の糸口を得る機会を相談者に提供するものです。
2. 前項の通り、本サービスの目的は相談者が甲になした相談の解決または解決の糸口を得る機会の提供であって、相談者のその経営の判断や課題等の終局的解決を必ずしも保証するものではありません。ただし、甲および相談担当者は、所与の条件のなかで最善の努力を尽くし、相談者のその経営の判断や課題等の解決に向けて誠実に対応するものとします。

第3条（権利帰属）

本サービスにおいて甲または相談担当者が提示する見解ないし意見の著作権は、甲または相談担当者に帰属するものとし、相談者は、甲および相談担当者の事前の承諾なくそれら見解ないし意見の一部または全部を、不特定の第三者が閲覧可能な場所に転記あるいは転載しないものとします。ただし、相談者がそれら見解ないし意見を、所属する社内等で特定可能な社員等と共有して経営課題ないし組織問題の解決に用いるような場合は、この限りではありません。

第4条（本サービス利用に関する規則）

1. 甲および相談担当者は、本サービス提供の過程で知り得た相談者の情報を、相談者の事前の承諾なく第三者に開示または提供いたしません。
2. 相談者は、本サービス利用における相談申込に際して、以下の事項を遺漏なく入力するものとします。
 1. 希望相談回数（必須選択）
 2. 会社・屋号・団体等名（必須入力）
 3. 経営理念（任意入力）
 4. 相談者氏名（必須入力）
 5. 連絡先メールアドレス（必須入力）
 6. 相談内容（必須入力）
 7. 希望連絡方法（必須入力）
 8. 経営オンライン相談役利用規約への同意（必須選択）
 9. 個人情報保護方針への同意（必須選択）
3. 相談者は、本サービス利用における相談申込後に、前項にいう相談者氏名や連絡先メールアドレス等の必須入力事項に変更があった場合は、遅滞なくその旨を甲に通知するものとします。
4. 相談者は、本サービス利用の過程で知り得た相談担当者に関する情報を、甲および相談担当者の事前の承諾なく第三者に開示または提供しないものとします。

第5条（相談を担当する相談担当者の選出方法）

1. 甲は、相談者から依頼された相談内容の要旨を、本規約第1条第3項にいう相談担当者に開示します。開示された要旨に対して、見解ないし意見の提示が可能であるとの意思表示を行った者2名を、当該相談の相談担当者として選出および決定するものとします。
2. 前項において、意思表示を行った者が2名以上の場合は、甲は、あらかじめ登録されている相談担当者の略歴をもとに、当該相談の相談担当として相応しい順に適任順位を付し、その上位2名を当該相談の相談担当者として選出および決定するものとします。
3. 第1項において、意思表示を行った者が2名未満の場合は、以下の通りとします。すなわち、経験業界の重なる相談担当者を含めても2名充足が困難なときは、甲は、原則として当該相談の依頼を辞退するものとします。ただし、経験業界の重なる相談担当者を含めれば2名充足が可能であるときは、経験業界の重なる相談担当者の中から、前項にいう適任順位にしたがって不足人数分を選出し、計2名を決定するものとします。

第6条（本サービスの相談料金および支払方法）

相談者は、本サービスを利用するにあたって、甲の通知する振込期日までに、以下の定めにしたがって希望相談回数分の相談料金（税抜金額）を、甲の指定する銀行普通預金口座に一括して振り込むものとします。なお、振込手数料は振込元である相談者の負担でお願いいたします。

1. 相談者が個人事業主の場合：相談1回あたり税込金額82,500円（税抜金額75,000円）
2. 相談者が法人またはその他団体等の場合：相談1回あたり税込金額99,000円（税抜金額90,000円）

第7条（キャンセル規定）

1. 本規約第6条において、相談者が甲の通知する振込期日までに所定の振込の全部をなさなかった場合は、当該相談者がその相談申込の全部をキャンセルしたものとみなします。ただし、キャンセル料等別途の支払いは発生しないものとします。
2. 同条において、所定の振込の一部がなされた場合は、相談申込の一部をキャンセルしたものとみなし、甲は相談者と協議の上、振込のなされた料金相当のサービスを提供するものとします。ただし、いったん振込がなされた料金等は、いかなる事由においても返金いたしかねます。

第8条（個人情報取り扱い）

1. 甲が本サービスを通じて取得した相談者および相談担当者の個人情報は、甲の定める「個人情報保護方針」にしたがって、適切な管理および取り扱いがなされるものとします。
2. 相談担当者は、本サービス利用に際して、甲の定める「個人情報保護方針」を遵守する義務を負うものとします。したがって、相談担当者は、本サービス利用の過程で知り得た相談者または他の相談担当者の情報を、その当人の事前の承諾なく第三者に開示または提供しません。

第9条（禁止事項）

相談者は、本サービスに関して以下の行為を禁止します。

1. 日本国内の法令または公序良俗に反する行為
2. 国内外の反社会的組織あるいは反社会的勢力の利益となりうる一切の行為
3. 甲または相談担当者の業務を妨害、攪乱、あるいは毀損する行為
4. 相談担当者の業務上または個人的な名誉または信用を毀損する行為
5. 本サービスを通じて得た情報を、本サービス類似のサービスで利用する行為
6. 不正な目的をもって本サービスの評価を貶める行為
7. 第三者あるいは実在しない者への成り済まし行為
8. 本サービス利用の地位ないし権利を甲の事前の承諾なく第三者に譲渡する行為
9. 本サービスの利用を名目とした、甲または相談担当者に対する宣伝・売込み行為
10. 前各号の他、本サービスの趣旨に照らして甲が不適切とみなす行為

第10条（本規約違反者に対する措置）

本規約第3条、第4条、第9条のいずれかに違反した相談者に帰責事由が認められる場合は、以後の本サービス利用を禁止します。

第11条（本サービス提供の中断等）

1. 甲は、以下の事由に該当する場合に、相談者に予告なく本サービスの提供を相当の期間にわたり中断ないし停止することがあります。
 1. 本サービス提供にかかる各種サーバー、通信、電力等の第三者が管理・運営する基幹システムまたはインフラの保守点検等が行われている場合
 2. 前号にいう基幹システムまたはインフラに不測の障害が生じている場合
 3. 天災その他不可抗力により不測の事態が発生した場合
 4. 本サービスを含むウェブサイトを更新する場合
2. 前項の事由による本サービス提供の中断ないし停止について、甲は、相談者および相談担当者から損害賠償その他責任を追及されないものとします。

第12条（本サービスの変更等）

甲は、相談者および相談担当者への予告をもって、本サービスを変更または終了することがあります。なお、甲が相当の期間を定めて当該予告を行った場合は、本サービスの変更または終了について、相談者および相談担当者は承諾したものとします。

第13条（本規約の変更）

甲は、本規約の変更が相談者および相談担当者に対する不利益変更にあたらぬ場合は、相談者および相談担当者の事前の同意を得ることなく、本規約を変更できるものとします。ただし、本契約を変更したときは、その変更内容および発効時期について、すみやかに相談者および相談担当者へ通知するものとします。

第14条（免責条項）

本規約第2条第2項にいう通り、本サービスの目的は相談者が甲になした相談の解決または解決の糸口を得る機会の提供であることから、相談者が本サービスを利用したにもかかわらずその経営の判断や課題等が終局的解決に至らなかったとしても、甲および相談担当者は、本規約を遵守して最善の努力を尽くし、誠実に対応する限り、当該相談者に対する賠償等責任を負わず、また、相談者が甲に支払った相談料金等の全部または一部の返還義務をいずれも負わないものとします。

第15条（準拠法および裁判管轄）

1. 本規約の適用および解釈については、日本国内の法令をその準拠法とします。
2. 本規約に関して紛争が生じた場合は、その一切の紛争（裁判所の調停手続を含む）について、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

[履歴]

- 2024年9月3日 名称「相談担当パートナー」を「相談パートナー」に変更
- 2024年9月1日 旧第7条（本サービスのオプション料金および支払方法）の削除、およびそれに伴う旧第8条（現第7条）以降の繰り上げ、文言変更：第2条第1項／第4条第2項／第5条第1項・同第2項・同第3項／現第7条第1項／現第10条
- 2024年6月1日 文言変更：第2条第1項／第5条第1項・同第3項
- 2023年10月1日 削除：第1条旧第3項「事案」定義／第6条第2項および第7条第2項「キャンセル規定」、文言変更：前文／第2条第1項・同第2項／第4条第2項／旧第10条（現第11条）／旧第14条（現第15条）、定義変更：第6条「相談料金」／第7条「オプション料金」加算方法、第8条（キャンセル規定）の新規追加、およびそれに伴う旧第8条（現第9条）以降の条数繰り下げ
- 2023年8月1日 第1条（定義）第3項の変更：「事案」および「事案数」の定義変更
- 2023年6月1日 第7条（本サービスのオプション料金および支払方法）の新規追加、およびそれに伴う旧第7条（現第8条）以降の条数繰り下げ
- 2022年11月1日 誤字・脱字の修正
- 2022年10月3日 公布

2024年9月3日

以上